

『保険料免除』『納付猶予』を希望する方へ

所得が少ない、失業、事業の廃止(廃業)などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

免除・納付猶予の条件

本人、配偶者、世帯主(免除のみ)の前年の所得が、所得基準額の範囲内であること。

免除を受けるための「所得」の目安

(単位：万円)

世帯構成	免除などの種類 全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
単身世帯	67 (122)	88 (143)	128 (194)	168 (251)
2人世帯(夫婦のみ の場合)	102 (157)	126 (191)	166 (248)	206 (305)
4人世帯(夫婦、子 ども2人の場合)	172 (257)	202 (300)	242 (357)	282 (407)

()内は収入額

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、窓口でお問い合わせください

申請場所＝国保年金課、市民生活課、年金事務所
申請に必要なもの

●本人確認のできるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)

※退職(失業)などが理由の場合

雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し など

※代理の方が申請する場合

●代理人の本人確認のできるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)

●委任状(住所や世帯が別の方)

免除・納付猶予期間＝免除の承認期間は、7月から翌年6月分となります。

全額免除・納付猶予を承認された方は、翌年度申請しなくても継続して免除(猶予)の審査が受けられます。ただし、退職(失業)などを理由に申請した方は、翌年度も申請が必要です。

マイナポータルを利用した国民年金の加入手続き・保険料免除申請などの電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予および学生納付特例の電子申請ができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

国民年金の独自給付

国民年金には、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金以外にも、第1号被保険者としての期間を対象とした独自の給付があります。

※第1号被保険者とは、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生などです

◆付加年金◆

第1号被保険者は、定額の保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料納付月数

●付加保険料は申し込みをした月から納めることができます

●国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません

◆寡婦年金◆

第1号被保険者としての保険料納付済期間と免除期間の合計が10年以上ある夫が年金を受けずに亡くなった場合、10年以上婚姻関係があり生計を維持されていた妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

寡婦年金額 = 夫が受けられるはずだった老齢基礎年金額 × 4分の3

●夫が亡くなったとき、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合は支給されません

◆死亡一時金◆

第1号被保険者(任意加入を含む)として保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族に支給されます。

●遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合は、死亡一時金は支給されません

●寡婦年金と死亡一時金の請求権がある場合は、どちらか一方の選択となります

●付加保険料を36月以上納付していた場合は、下記金額に一律8,500円が加算されます

●死亡一時金を受け取ることができるのは、死亡日の翌日から2年以内です

死亡一時金の額

保険料納付済期間	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

障害各種手当

重度の障害がある方や、その養育者などに対して、各種の手当制度があります。

死亡や転出などにより資格喪失した場合は、必ず喪失届を提出してください。届出がないと喪失月までの手当が未支給となります。

手当支給の対象となるには、ほかにも要件がある場合があります。詳しくはお問い合わせください。

手当名	対象者	支給額(対象月)
心身障害者(児)福祉手当	市内に1年以上お住まいで、次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1、2級 ●療育手帳A、A ●要介護5、4(介護保険制度) ●特別児童扶養手当受給対象児 ●障害年金1、2級受給者 ※特養などの施設入所者を除く	月額3,000円 (申請月から該当)
難病患者福祉手当	市内に1年以上お住まいで、指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方	月額3,000円 (申請の翌月から該当)
心身障害児童養育費	市内に1年以上お住まいで、特別支援学校・盲学校・ろう学校の義務教育課程に在学中の児童を養育している方 ※対象者には毎年9月ごろ通知を郵送します	年額20,000円
特別障害者手当	最重度の障害により、常に特別の介護が必要な方 例 ●身体障害のため、常にベット上の生活である ●重度の身体障害が複数ある ●重度の知的・精神障害と身体障害が重複している ●知的・精神障害により、常に厳重な注意が必要である ●要介護5、4で、常に特別の介護が必要な方(手帳がなくとも診断書により該当になる場合があります) ※施設入所者や3カ月以上の入院患者を除く	月額28,840円 ※物価指数による改定あり (申請の翌月から該当)
障害児福祉手当	次のいずれかに該当する20歳未満の方 ●重度の身体障害により、常に介護が必要な方 ●重度の知的・精神障害により、常に介護が必要な方 ※施設入所者を除く	月額15,690円 ※物価指数による改定あり (申請の翌月から該当)
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満を監護している方 ●身体障害者手帳おおむね1～3級 ●療育手帳A、A、おおむねB ●精神障害者保健福祉手帳おおむね1、2級 ●中度以上の障害や疾患により注意や介護を要する ※施設入所者を除く	1級：月額55,350円 2級：月額36,860円 ※物価指数による改定あり (申請の翌月から該当)

